

令和 7 年度 那珂川市

保育施設等利用申込案内 (随時申込用)



※この案内は、保育所、認定こども園（保育機能部分）、
小規模保育事業所の新規申込用です。

那珂川市 子育て支援課

〒811-1292 那珂川市西隈 1 丁目 1 番 1 号
TEL : (092) 953-2211 FAX : (092) 953-2312
Email : kosodate@city-nakagawa.fukuoka.jp

目 次

1. 支給認定について・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
2. 保育施設等の利用について・・・・・・・・P 3
3. 保育施設等の利用が決まったら・・・・・・・・P 10
4. 利用者負担額および副食費、諸経費について・・P 12
5. 那珂川市保育施設等一覧・・・・・・・・P 15

1. 支給認定について

幼稚園や保育所等の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受けていただきます。保育が必要な人には、市が利用調整を行うため、同時に、希望する保育施設等の利用申込が必要です。

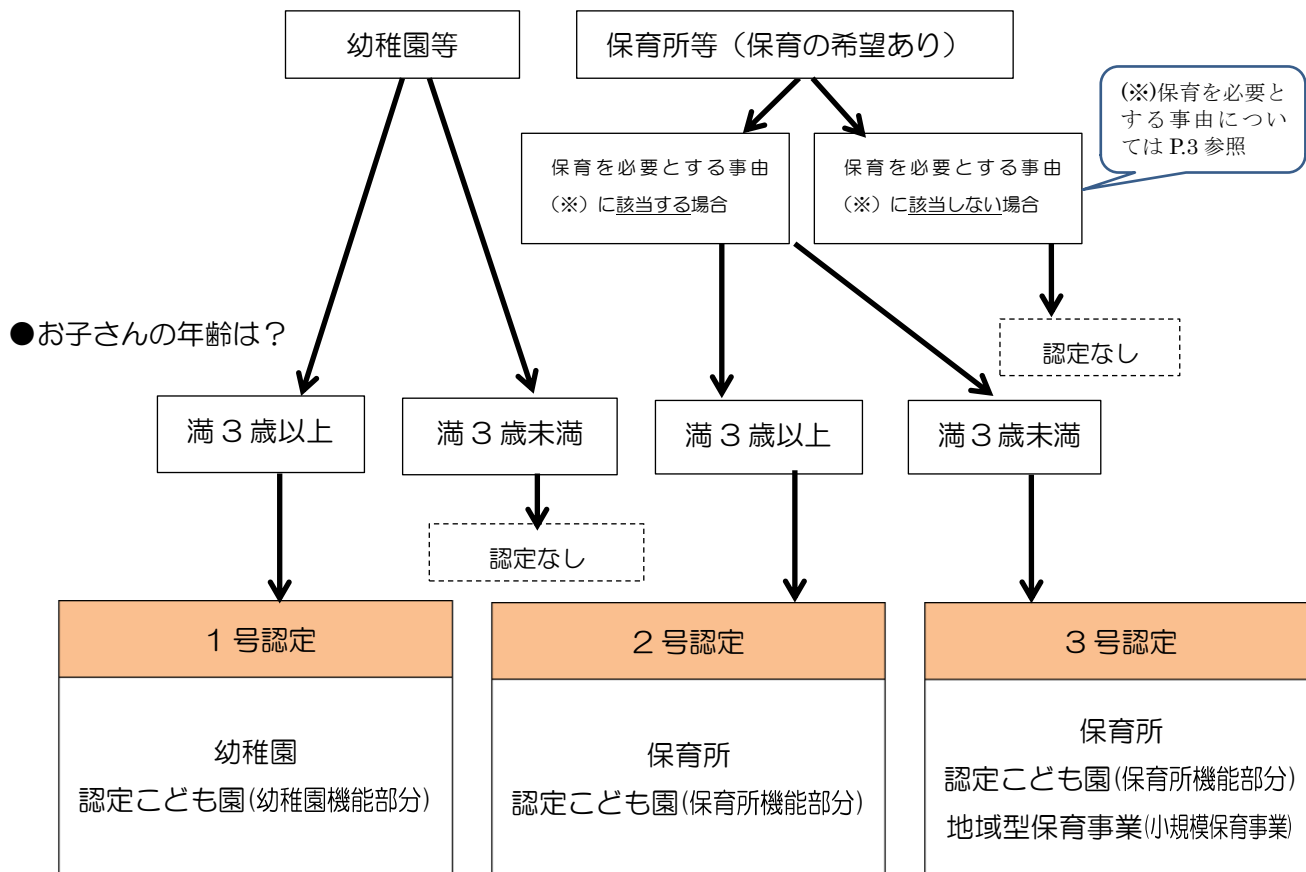
(1) 認定区分について

①支給認定には、3つの認定区分があります。

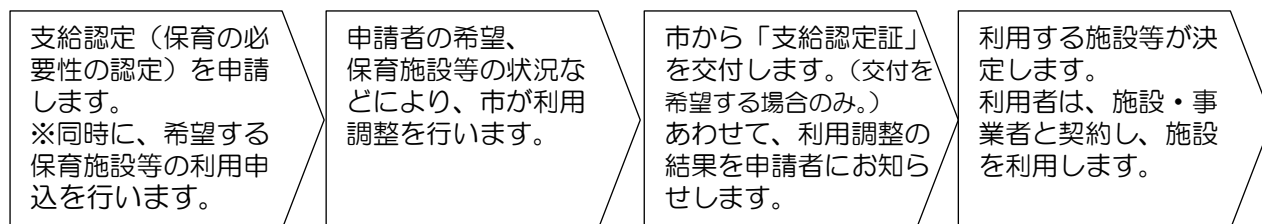
支給認定区分	対象となる子ども			利用できる施設・事業
	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	
1号認定 教育標準時間認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園（幼稚園機能部分）
2号認定 満3歳以上・保育認定	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育所機能部分）
3号認定 満3歳未満・保育認定	満3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園（保育所機能部分） 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等）

②お子さんの年齢や保育の必要性の有無により、支給認定区分が決まります。また、認定区分に応じて、利用できる保育施設等（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業）が異なります。

●利用を希望する施設等は？



(2) 保育認定（2号認定・3号認定）の保育施設等利用手続きの流れ



(3) 保育が利用できる時間（保育必要量）の流れ

保育認定（2号認定、3号認定）を受ける人には、保護者の就労時間等に応じて、保育が利用できる時間（保育必要量）を認定します。

①保育必要量には、「保育標準時間」「保育短時間」の2つの区分があります。

保育の必要量の区分	利用できる施設・事業	利用時間
保育標準時間	1日あたり最長 11 時間	午前 7 時から 午後 6 時まで
保育短時間	1日あたり最長 8 時間	午前 8 時から 午後 4 時まで

②保育の必要性の事由毎の保育必要量

ア) 就労時間等に応じて保育必要量を決定するもの

保育の必要性の事由	保育必要量	
	保育標準時間	保育短時間
就労している	就労時間等が 月 120 時間以上	就労時間等が 月 48 時間以上 120 時間未満
就学している（通信教育は含まない）		
同居の親族を常時介護又は監護している		

イ) その他

保育の必要性の事由	保育必要量
妊娠中又は出産後間がない	保育標準時間
疾病、負傷、障がい等がある	
求職活動をしている	保育短時間
育児・介護休業法に基づく育児休業取得時に、既に保育施設等を利用している子どもがいて継続利用が可能である	

※各区分の実施時間から外れた時間を利用する場合、又は1日に利用できる最長の時間の範囲を超えて利用する場合は延長保育となり、延長保育料が発生します。

※保育必要量の認定は、月単位となります。「保育の必要性の事由」の変更により保育必要量が変わる場合は、変更する月の前月末日までに届出が必要です。（※「保育の必要性の事由」の変更が生じた月に届出があった場合も、保育必要量の変更は翌月からとなりますので注意してください。）詳しくは那珂川市子育て支援課またはご利用中の保育施設等へお問い合わせください。

2. 保育施設等の利用について

(1) 保育を必要とする事由に該当する人

- ①生後 50 日経過後～小学校就学前まで
- ②保護者と子どもが那珂川市に住所を有すること（那珂川市に住民票があることを原則とします）
- ③保護者（両親）が次のいずれかの保育を必要とする事由に該当すること
 - (ア) 就労していること（月 48 時間以上）
 - (イ) 妊娠中または出産後間がない場合（出産日の前 8 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）から出産日の後 8 週間を経過する日の月末まで）
 - (ウ) 疾病、負傷、障がい等がある場合
 - (エ) 同居の親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合
 - (オ) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合
 - (カ) 求職活動している場合（90 日間。なお、起業の準備を含む）
 - (キ) 就学している場合（学校教育法に定める学校、専修学校、各種学校又は各種職業訓練に限る。ただし、在宅で就学（通信など）を除く。）
 - (ク) 虐待や DV のおそれがある場合
 - (ケ) 育児休業取得時に、既に那珂川市内の認可保育施設を利用している子どもがいて、同施設（連携施設を含む）の継続利用が必要である場合
 - (コ) その他、上記に類似する状態であり市長が認める場合

(2) 保育時間、閉所日、利用開始日、延長保育

○保育時間

（標準時間）午前 7 時から午後 6 時まで

（短 時 間）午前 8 時から午後 4 時まで

○閉所日

日曜日、祝日

○利用開始日

利用開始日は、原則として 1 日付けです。

○延長保育

就労などの都合で、認定された利用時間までに迎えに来られない場合、1 時間の延長保育を受けることができます（※土曜日の延長保育は実施していません）。

ただし、0 歳児及び入所月については、午後 6 時までのお迎えをお願いします。

詳しくは、利用中の保育施設等へお問い合わせください。

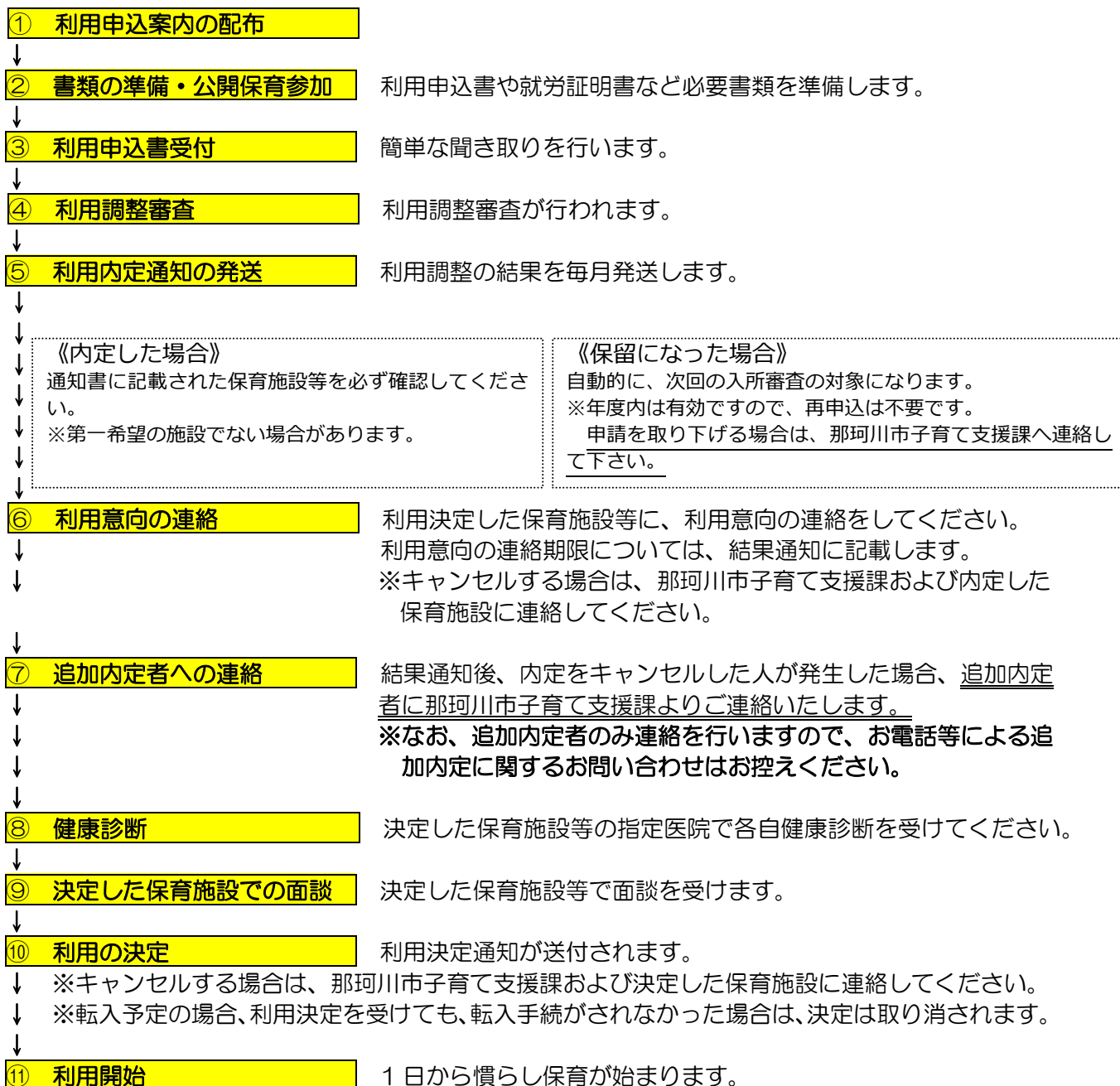
※月ぎめは事前の申込が必要です。利用中の保育施設等に申込をしてください。

※延長保育を解除する場合は必ず事前に解除届を利用中の保育施設等に提出ください。

(3) 利用申込から入所までの流れ

保育施設等によって保育方針や取り組みが様々であるため、申込を行う前にお子さんと一緒に公開保育等に参加してから希望施設を決めてください。

利用申込から利用決定までのおおまかな流れは以下のとおりです。



内定決定後のキャンセルについて

内定および利用の決定後に自己都合によるキャンセルの申し出があった場合は、保育の必要性が低いものとみなし、その年度中は優先順位を下げた状態での再審査となります。希望保育施設等については十分に検討のうえ、利用する意思のある保育施設等を申し込みください。

なお、小規模保育事業所の入所内定をキャンセルした場合は除きます。

(4) 公開保育等の参加について

保育方針や保育スペースの広さ等、保育施設等によってさまざまな違いがあります。

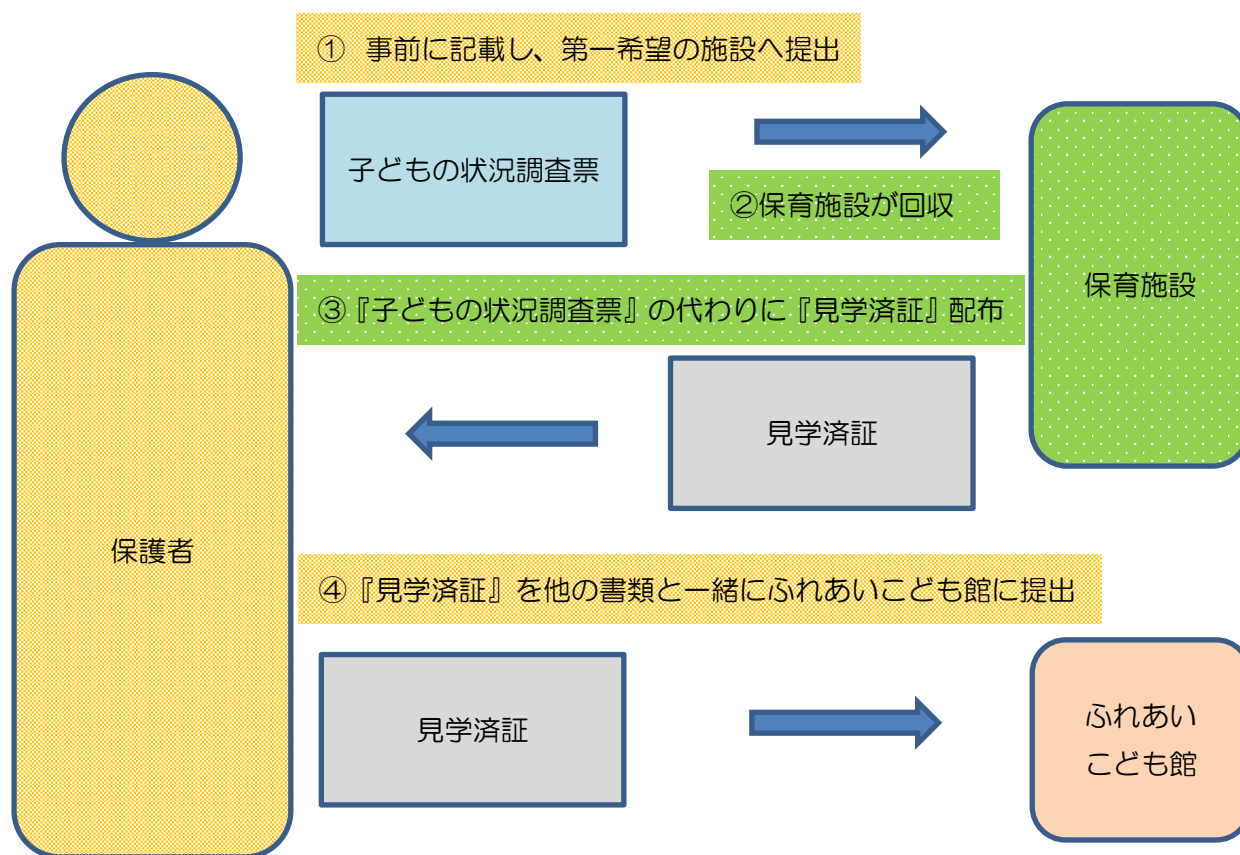
保育環境等をご自身の目でご確認いただくため、入所申込前に、希望する保育施設等で公開保育の参加をお願いしています。

(5) 子どもの状況調査について

お子さんの現在の発育状況を正確に把握するため、『子どもの状況調査票』を記入のうえ、お子さんを連れて第一希望の保育施設等へご提出ください。(公開保育でもご提出できます)

※『子どもの状況調査票』を第一希望の保育施設へ提出後、引き換えに『見学済証』が保育施設から配布されます。他の書類と併せてふれあいこども館にご提出ください。

【『見学済証』配布のイメージ】



【障がいがある、アレルギーがあるなど、特別な配慮を要する児童】

入所にあたり、特別な配慮を要するお子さんについては、施設によっての対応が異なりますので、公開保育や見学時等にお子さんの状況についてお話しいただき、必ず事前にご相談ください。

※お子さんの状況により、医師からの診断書等の提出が必要になる場合があります。

※医療的ケア児の入所については、事前に那珂川市子育て支援課にご相談ください。

※原則、保育士は医療行為（状況に応じた投薬等）を行うことができません。

(6) 入所受付について

○申込場所

① 窓口申請 ふれあいこども館

※予約が必要です。予約がないと受付できませんので、ご注意ください。事前にふれあいこども館に連絡の上、お越しください。その際、簡単な聞き取りを行います。

※月の末日が休館日の際は、その月の最後の開館日となります。土曜日、日曜日も受付は可能です。

※書類の提出受付時間は午前 10 時から午後 5 時までです。

土日祝、長期休み中は午前 10 時から午後 4 時 30 分までです。

② 電子申請 ぴったりサービス

※別紙『マイナポータル（ぴったりサービス）による認可保育施設の新規利用申込について』をご覧ください。

○申込期間

① 窓口申請

利用を希望する月の 3 カ月前から利用を希望する月の前々月の末日まで

（例）6 月から利用希望の場合は、前々月の 4 月 30 日が提出期限となります。

※末日がふれあいこども館休館日の場合、その直前の営業日まで

ふれあいこども館の情報

開館時間 午前 9 時～午後 6 時 30 分 ※開館時間と受付時間は異なります。

休 館 日 毎週月曜日（月曜日が祝・休日の場合はその翌日に休館）、年末年始

電 話 **092-953-8106**

住 所 那珂川市仲 2-5-2

② 電子申請

利用を希望する月の 3 カ月前から利用を希望する月の前々月の 20 日まで

（例）6 月から利用希望の場合は、前々月の 4 月 20 日が提出期限となります。

※別紙『マイナポータル（ぴったりサービス）による認可保育施設の新規利用申込について』をご覧ください。

○利用調整審査結果

毎月 10 日頃に結果を郵送でお知らせします。

内定が決定しなかった場合、自動的に翌月の利用調整審査の対象となります。

（申込は年度内有効です。）

《在園児のきょうだい児を利用させたい場合》

利用中の児童のきょうだい児が保育施設等の利用を希望する場合は、利用中の保育施設等に申込書を提出してください。詳しくは利用中の保育施設等にお尋ねください。

《『教育・保育給付認定申請書兼施設等利用申込書』の「育児休業中の審査希望欄」について》

① ☒ および自署がある方は、点数を 0 点とし、審査を行います。どちらか一方に不備がある場合、確認させていただきます。

② 「**育児休業中の審査希望欄**」を**取消す**場合は那珂川市子育て支援課（TEL：092-953-2211）にご連絡ください。

また、新たに ☒ および自署を追加する場合は那珂川市子育て支援課にお越しください。

取消す場合、追加する場合いずれも変更期限は入所を希望する月の 2 ヶ月前の末日（末日が土日祝日の場合は、前営業日（平日））の 17：00 までとなります。

《慣らし保育期間としての入所について》

（産休や育休が終了して）職場に復帰する人や申込日現在では就労していなくても、就労する日が確定している人（別途書類の提出が必要）については、**復帰（就労）予定日から最大 1 ヶ月の範囲内で慣らし保育期間として利用を認めています。利用する場合には、利用申込を 1 ヶ月早める必要があります。**

（例）7 月 1 日に復帰予定で、慣らし保育期間として 6 月より利用を希望する場合。

⇒6 月入所の申込期限までに申込みが必要です。利用開始日は 6 月 1 日となりますので、保育料も 6 月分からお支払いただくことになります。

※利用人員の状況などによっては、慣らし保育のための利用ができない場合があります。

※復帰日の前月から慣らし保育を始める場合、入所月（復帰前の月）は短時間認定となります。

（7）利用申込後、申請内容を変更する場合

利用申込後、希望施設を追加する等、申請内容を変更する場合、利用を希望する月の前々月の末日までに那珂川市子育て支援課へご連絡ください。

なお、第一希望の保育施設を変更する場合は、再度「子どもの状況調査票」を記入のうえ、必ず、第一希望に変更予定の保育施設に『子どもの状況調査票』の確認を受けてください。その際に保育施設から配布される『見学済証』を利用を希望する月の前々月の末日までに那珂川市子育て支援課にご提出ください。

（8）提出書類

別紙「提出書類チェックリスト」を参照してください。

※受付の際は、念のため銀行に届出した印鑑をお持ちください。

※**提出書類に不備があると受付できず、入所のための審査にかけられません。**提出前に必ず提出書類チェックリストにチェックを入れて書類が不足していないか確認をしてからふれあいこども館に予約の電話をしてください。

(9) 利用調整指数

保育施設等の利用調整にあたって、「1. 基本点数」及び「2. 調整点数」により、世帯の点数を計算し、合算点数の高い世帯から利用可能としています。

なお、同一点数で並んだ場合は「3. 優先基準」に規定する順位により、優先順位を決定し、優先順位も同じ場合は抽選で内定者を決定しています。

1. 基本点数

類 型		状 況	点数
就労		1 か月の勤労が1 6 0時間以上の労働	1 0 0
		1 か月の勤労が1 4 0時間以上 1 6 0時間未満の労働	9 0
		1 か月の勤労が1 2 0時間以上 1 4 0時間未満の労働	8 0
		1 か月の勤労が1 0 0時間以上 1 2 0時間未満の労働	7 0
		1 か月の勤労が4 8時間以上 1 0 0時間未満の労働	6 0
内職			6 0
妊娠、出産		妊娠中であるか又は出産後間がない場合（出産日の前 8 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）から出産日の後 8 週間を経過する日の月末まで）	8 0
疾病 負傷 障がい	疾病、負傷	入院加療又は安静を要する(常時臥床)状態	1 0 0
		居宅内で療養を要する状態	7 0
		上記以外	3 0
	精神又は 身体の 障がい	身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 1～2 級の場合	9 0
		上記以外	3 0
同居親族等の介護、看護		入院加療又は安静を要する(常時臥床)状態	7 0
		上記以外	3 0
災害復旧		震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	2 0 0
求職活動		利用申込時点で、求職活動を行っている場合	5 0
		利用開始後、求職活動を行う場合	3 0
就学		学校教育法に規定する学校等に在学(入学予定を含む)している、若しくは職業訓練校等における職業訓練を受けている場合	7 0
児童虐待・ 配偶者からの暴力		児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待又は配偶者からの暴力により、社会的養護が必要な状態にあり、特に保育が必要と認められる場合	2 0 0
育児休業取得		育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて継続利用が可能である場合	5 0
その他		児童福祉の観点から、市長が必要と認める場合	2 0 0

(備考)

- ・父母が保育できない理由・状況に応じて上記の基本点数を設定する。
- ・父母それぞれの基本点数を合算して、世帯の基本点数とする。
- ・父母が複数の事由に該当する場合は、各々について基本点数が高い方の理由・状況を採用する。
- ・父母がいない場合は、その他の保護者とする。
- ・「就労」の就労時間は休憩時間を含むものとする。

2. 調整指数

類 型	保育できない理由・状況	点数
世帯の状況	ひとり親家庭の状態にある場合	120
	生活保護世帯で就労による自立支援につながる（就労・求職活動）と判断される場合※1	15
	生計中心者の失業等（自己都合以外）により、就労の必要性が高い場合	10
	社会的養護が必要な世帯で、市長が緊急に保育の実施が必要と認めた場合	10
児童の状況	利用申込児童が精神又は身体に障がいを持っている場合	5
就労等の状況	育児休業を取得しており、復職に伴い利用申込をする場合	15
	雇用主が父母の親族である場合	▲5
	父母のうちいずれかが単身赴任※2の場合	5
きょうだい児	2号または3号認定を受けた既入所きょうだい児と利用申込児童が合わせて2人以上いる場合（3人以上の場合、1人につき5点加算）	10
	既入所きょうだい児がいない場合で、児童2人以上同時に利用申込をする場合（3人以上同時申込の場合、1人につき5点加算）	5
申込の状況	地域型保育事業所等の卒園児である場合	15
	1号認定から2号認定へ変更する場合で、同一施設の利用を希望する場合	10
	現年度中に入所内定をキャンセルした場合	▲40
	ただし、小規模保育事業所の入所内定をキャンセルした場合を除く	
利用不可の状況	利用申込時点※3で、利用不可期間が利用希望月より連続して3ヶ月以上ある場合	1
	利用申込時点で、利用不可期間※4が利用希望月より連続して6ヶ月以上ある場合	3
	利用申込時点で、利用不可期間が利用希望月より連続して12ヶ月以上ある場合	5
保育士	市内の認可保育施設等で保育士等として雇用されている場合（雇用予定を含む）	100
その他	児童福祉の観点から、市長が必要と認める場合	—
育児休業延長希望	『教育・保育給付認定申請書兼施設等利用申込書』の「育児休業中の審査希望欄」に ☒ 及び自署がある保護者全員の合算点数に0（ゼロ）を乗じる。	—

（備考）

※1「生活保護世帯で就労による自立支援につながると判断される場合」は、生活保護世帯で保護者の『就労証明書』又は『誓約書兼就職活動報告書』の提出があった場合に限る。

※2「単身赴任」は、該当する父母のいずれかが利用申込児童と異なる住所地に居住している場合に限る。

※3 利用不可となった場合、当該利用申込に係る同一年度内の利用調整においては、「利用申込時点」を「利用調整時点」に読み替える。次項目について同じとする。

※4「利用不可期間」とは、保育施設等の利用申込を行い、利用不承諾となっている期間である。

3. 優先順位

順位	優 先 基 準
1	施設利用を辞退したことの無い人を優先する。
2	ひとり親世帯、生活保護世帯
3	基本点数（父母の基本点数を合計したもの）を比較し、点数が高い人を優先する。
4	保育施設等の利用申込を行っているものの、利用不可で利用待ちをしている期間が長い人を優先する。
5	既入所きょうだい児（1号認定含む）と同一施設の利用を希望する場合を優先する。
6	父又は母の基本点数のうち、いずれか低い点数を比較し、その点数が高い人を優先する。
7	保育施設等の希望順位が高い人を優先する。
8	保育料算定時の市町村民税所得割額が低い世帯を優先する

3. 保育施設等の利用が決まったら（認可保育施設を利用する人のみ）

（1）慣らし保育

◇期間 1～2週間程度

入所後、児童が保育施設的环境に慣れるまで慣らし保育を行います。慣らし保育の実施状況は、家庭の事情や子どもの状態などによって異なるため、入所後、保護者と相談しながら決めていきます。

（2）昼食・おやつ

◇保育施設での昼食は、給食を実施しています。給食は、それぞれの保育施設で栄養士が栄養のバランス、質、量、年齢や子どもの好みを考え、多様性と季節感あふれる献立を作成しています。

※朝食、夕食はありません。

□3歳未満クラス 完全給食（主食、副食、間食2回）

※離乳食はおよそ半年頃から始め、その子の発達に応じて、保護者と話し合って進めていきます。

※給食費は利用者負担額に含まれます。ただし、給食をとらなかったとしても払い戻しはありません。

□3歳以上クラス 副食、間食1回（主食は持参）

※保育料無償化に伴い、保育料に含まれていた副食費は実費徴収となります。金額、お支払い方法については、入所する施設にお尋ねください。

※副食費については、月額料金となります。利用回数にかかわらず、月に一度でも利用した場合は副食費全額をお支払いいただきます。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと多子軽減の対象範囲の第3子以降の子どもは副食費が免除されます。副食費免除対象者につきましては、入所決定後に別途通知します（申請不要）。

（3）送迎バス

◇実施施設：なかがわ保育園、那珂川第一幼稚園、パディスポーツ保育園、福岡ピノキオこども園、南畑ピノキオ森のこども園

※保護者負担あり。利用できる年齢や時間帯、地域等の詳細は、直接園にお問い合わせください。

（4）病気

◇病気にかかっている子どもは、登園をお断りする場合があります。

◇伝染性疾患の場合は、完治後、登園の際に医師の治癒証明書（保育所にあります）を提出していただきます。

◇保育中に発熱したり、子どもの健康状態に異常が見られたりする場合は、保護者に連絡をとり、自宅保育となり迎えに来ていただくことになります。乳幼児は、特に病状が急変しやすいので、保護者はいつでもその所在を明確にしてください必要があります。このため、住所、連絡先などに変更があった場合は、必ず届け出てください。

◇保育施設での集団予防注射等はありません。

(5) 退所

◇保育施設入所後、仕事を辞めるなどにより、家庭保育が可能となった場合は、退所していただくことになります。また、市外に転出する場合も退所となります。転出が決まったらすぐに保育施設または那珂川市子育て支援課に連絡してください。

退所届が提出されるまで（退所日は、退所届の提出日より前に遡ることができません）は、保育料がかかりますので退所することが決まったら直ちに保育施設または那珂川市子育て支援課に退所届を提出してください。

<転出が決まったら…>

転出や保護者の離職などで退所する場合は、退所届を提出する必要があります。

※転出する月内の利用は認めていますが、原則として翌月までの利用は認められません。

<仕事を辞めたら…>

- ・原則として退所していただくことになります。仕事を辞めた場合は、辞めた日から 10 日以内に必ず保育施設に連絡してください。ただし、離職後に下記の事項に該当する場合、入所中の保育施設に書類を提出することで継続利用が可能となります。提出する書類については、「(7) 保育を必要とする事由が変わった場合の手続き」をご覧ください。

◎求職活動等をする場合

※保育短時間での継続利用となります。

※離職した日から 90 日目の属する月の末までを継続利用の限度とします。その期間中に就労証明書が提出されない場合、退所となります。

※退職する場合には、お早めの申出やご相談をお願いします。就労していないにもかかわらず届出なしで保育施設等に登園させていることが判明した場合には、退所していただくことになりますのでご注意ください。

※就学（職業訓練）期間の満了その他、「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合の手続きは、仕事を辞めた場合に準じます。

(6) 育児休業取得中の継続利用

お子さんを出産する場合、産休にあたる期間（出産日の前 8 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）から出産日の後 8 週間を経過する日の月末まで）を除き家庭で保育する（育児休業を取得した）場合、下記の要件を満たせば継続して保育施設を利用することができます。

また、育児休業取得中の継続利用の場合は、保育短時間での継続利用となります。

<産前産後期間に入るとき>

産前産後休暇に入る場合、事前に保育施設等へ届出が必要です。

<育児休業を取得するとき>

育児休業を取得する場合、以下の要件をすべて満たせば育児休業中でも継続して入所は可能です。継続して入所を希望する人は、手続きが必要です。各保育施設等または那珂川市子育て支援課へお申し出ください。

<要件>

- ・育児休業を取得する保護者が育児・介護休業法に基づく育児休業を取得すること
（正規・非正規の雇用形態は問いません）※ただし、1 年以内の育児休業期間に限ります。

(7) 保育を必要とする事由が変わった場合の手続き

入所中に保育を必要とする事由が変更となる場合には、必ず事前に保育施設または那珂川市子育て支援課にお問い合わせください。提出書類等を含めご説明いたします。

	事由変更の内容	提出書類
①	家族構成が変わった場合	・住所・氏名・保護者・家族構成変更届
②	離職後、求職活動する場合	・保育施設等支給認定事由変更届兼継続利用申請書 ・誓約書兼就職活動報告書
③	求職中の人が就職する場合	・保育施設等支給認定事由変更届兼継続利用申請書
④	雇用期限の更新があった場合	・就労証明書
⑤	勤務先に復職した場合	
⑥	出産予定の場合	・保育施設等支給認定事由変更届兼継続利用申請書 ・現況申立書 ・母子手帳等の写し
⑦	育児休業を取得した場合	・育児休業期間の継続入所申請書 ・育児休業期間証明書等

4. 利用者負担額および副食費、諸経費について

(1) 利用者負担額の決定

利用者負担額は、父母の市町村民税所得割額を合算した額に応じて決定します。父母の収入の合計額によっては、同居の祖父母等の市町村民税所得割額で決定する場合があります。

4月分から8月分まで→令和6年度市町村民税所得割額（令和5年中の所得より計算）
9月分から3月分まで→令和7年度市町村民税所得割額（令和6年中の所得より計算）

利用者負担額は児童の当該年度4月初日の前日時点の年齢により決定されます。年度の途中で誕生日を迎えても、支給認定区分（2号認定、3号認定）の変更に伴う利用者負担額の変更はありません。

《注意事項》

- ①利用者負担額の算定には、住宅取得控除、配当控除など控除できないものがあります。
- ②保育施設等を欠席した場合でも、利用者負担額は全額お支払いいただきます。
- ③保育施設等を退所する場合は、保護者から「保育施設等退所届」が提出され、退所日が確定するまでは利用者負担額がかかりますので、事前に「保育施設等退所届」を提出してください。
- ④世帯状況の変更に伴い、年度の途中で利用者負担額が変わることがあります。
- ⑤税額に変更があった場合は、利用者負担額が変わることがありますので、必ず、那珂川市子育て支援課に連絡されますようお願いいたします。
- ⑥期日までに利用者負担額の納入がない場合、児童手当より充当を行うことがあります。

(2) 利用者負担額および副食費の納付について

(0～2 歳児クラス)

○納付先（利用者負担額）

種別	納付先	納付方法
公立・私立保育所	市	口座振替（振替日は毎月末日、金融機関休業日の場合は翌営業日）※
認定こども園	利用施設	施設が指定する方法による
小規模保育事業	利用施設	施設が指定する方法による

(3 歳児クラス以上)

○納付先（副食費）

種別	納付先	納付方法
公立保育所	市	口座振替（振替日は毎月末日、金融機関休業日の場合は翌営業日）※
私立保育所・認定こども園	利用施設	施設が指定する方法による

※公立・私立保育所の口座振替の手続き

口座振替の手続きは、口座振替依頼書を保育施設等利用申込書と一緒に提出してください。

（すでに口座振替により利用者負担額を納付されている人については、改めて手続きしていただく必要はありません。）

(3) 利用者負担額表

階層区分			保育認定（0～2歳児クラス）	
			保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護受給世帯・里親		0	0
第2-A	市町村民税非課税世帯（注1）	「ひとり親世帯」「在宅障がい児（者）世帯」等	0	0
第2-B		上記以外の世帯	0	0
第3-A	所得割課税額48,600円未満	「ひとり親世帯」「在宅障がい児（者）世帯」等	9,000	9,000
第3-B		上記以外の世帯	19,500	19,300
第4-A	所得割課税額77,101円未満	「ひとり親世帯」「在宅障がい児（者）世帯」等	9,000	9,000
第4-B		上記以外の世帯	30,000	29,600
	所得割課税額97,000円未満		30,000	29,600
第5	所得割課税額169,000円未満		44,500	43,900
第6	所得割課税額301,000円未満		61,000	60,100
第7	所得割課税額397,000円未満		80,000	78,800
第8	所得割課税額397,000円以上		83,000	82,000

	教育認定	保育認定（3歳児以上クラス）
教育・保育給付認定子ども	0	0

（注 1）

保育認定の場合における「市町村民税非課税世帯」には、所得税非課税世帯を含みません。

（注 2）

階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等の適用はありません。

※この表における「里親」とは、児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組里親及び親族里親については、保護者の所得に応じた階層決定を行います。

●多子軽減に係る多子計算の対象範囲について

きょうだいがいる場合、利用児童が第○子目にあたるかを数える対象範囲は、世帯の所得割額により異なります。対象範囲については以下のとおりです。

所得割課税額 57,700 円未満の場合（「ひとり親世帯等」「在宅障がい児(者)世帯」は 77,101 円未満）

「保護者が監護し、生計が同一の子ども」であれば、年齢に関わらず、多子計算の対象範囲に該当します。

所得割課税額 57,700 円以上の場合（「ひとり親世帯等」「在宅障がい児(者)世帯」は 77,101 円以上）

就学前の児童で、認可保育施設、認可幼稚園、企業主導型保育施設及び児童福祉法で定める障がい児通所施設等（いずれも市外を含む）に入所(園)している場合、多子計算の対象となります。

●多子軽減による 2 人目以降の保育料について

下記の表は、利用児童が「○人目」の場合、利用者負担額表からみた負担割合を示しています。

□「ひとり親世帯等」「在宅障がい児(者)」がいる世帯

利用児童	階層	
	3-A・4-A	5～8
第1子	全額	全額
第2子	無料	半額
第3子以降		無料

※1階層・2-A階層は全て無料

□左記以外の世帯（一般世帯）

利用児童	階層
	3-B・4-B・5～8
第1子	全額
第2子	半額
第3子以降	無料

※1階層・2-B階層は全て無料

(4) 副食費について

幼児教育・保育の無償化に伴い 3 歳児クラスから 5 歳児クラスの子どもについては、保育料が無償化されるため、保育料をお支払いする必要がなくなります。（0 歳児クラスから 2 歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもも対象です）

保育施設の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育施設を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の方の負担となります。

【副食費】

各保育施設で異なります。入所決定した施設にご確認ください。

※ 副食費については、月額料金となります。利用回数にかかわらず、月に一度でも利用した場合は副食費全額をお支払いいただきます。

●副食費免除の範囲について

年収 360 万円未満相当（所得割課税額 57,700 円未満）世帯の子どもたちと多子軽減対象範囲の第 3 子以降の子どもは、副食費が免除されます。なお、第 3 子以降の子どもの対象範囲については以下の通りです。

所得割課税額 57,700 円未満の場合（「ひとり親世帯等」「在宅障がい児(者)世帯」は 77,101 円未満）

「保護者が監護し、生計が同一の子ども」であれば、年齢に関わらず、多子計算の対象範囲に該当します。

所得割課税額 57,700 円以上の場合（「ひとり親世帯等」「在宅障がい児(者)世帯」は 77,101 円以上）

就学前の児童で、認定こども園や認可幼稚園、児童福祉法で定める障がい児通所施設等（いずれも市外を含む）に入所(園)している場合、多子計算の対象となります。

(5) 諸経費

◇保育施設に入所後、利用者負担額の他に諸経費が発生します。

諸経費は、保育施設によって異なりますので、詳しくは、直接保育施設へお尋ねください。

5. 那珂川市保育施設等一覧

○認可保育所

NO.	施設名	定員	所在地	電話番号	開所時間	園ホームページ
①	中央保育所	200	東隈 1 丁目 13-1	952-5101	午前 7 時から 午後 6 時まで	
②	青葉保育園	165	今光 4 丁目 100	953-1611		
③	那珂の森保育園	120	五郎丸 3 丁目 16-1	952-0585		
④	青葉桐の花保育園	170	中原 6 丁目 10-30	954-0987		
⑤	なかがわ保育園	180	道善 5 丁目 69-12	952-2461		
⑥	那珂川道善 コスモス保育園	200	道善 1 丁目 45	0570-0053-63 ※ナビダイヤルに 繋がります		

○小規模保育事業所

NO.	類型	施設名	定員	所在地	連携施設	開所時間	園ホームページ
					電話番号		
⑦	A型	第二なかがわ保育園	19	中原 2 丁目 124	なかがわ保育園	午前 7 時から 午後 6 時まで	
					408-1010		
⑧	A型	那珂川片縄 コスモス保育園	19	片縄 8 丁目 135-1	那珂川道善コスモス 保育園		
					0570-0053-63 ※ナビダイヤルに 繋がります		

※小規模保育事業所を利用できるのは 0～2 歳児（令和 4 年 4 月 2 日以降に生まれた児童）に限ります。また、小規模保育事業所に入所した場合、3 歳に到達した翌年度からは原則、連携施設へ転園となります。（連携施設以外に入所を希望される方は、新規入所申込みの取扱いとなります。）

○認定こども園（保育園機能部分）

NO.	類型	施設名	定員	所在地	電話番号	開所時間	園ホームページ
⑨	幼保連携型	パティスポーツ 幼稚園博多南校	66	五郎丸 1-98-1	953-7222	午前 7 時から 午後 6 時まで	
⑩	幼保連携型	那珂川第一幼稚園	90	松木 5 丁目 1-1	953-1135		
⑪	幼保連携型	福岡ピノキオ こども園	125	恵子 1-1-2	951-0066		
⑫	幼保連携型	南畑ピノキオ 森のこども園	45	埋金 811-1	951-0777		

※認定こども園の教育機能部分の利用を希望する場合は、施設へ直接お申込みください。

災害時の休園などについて

風水害や地震などの災害が発生し、お預かりしている園児に危険が見込まれる場合や施設被害により受け入れが困難な場合に、休園や早めのお迎えなどの措置をとることがあります。

保護者の皆様におかれましては、保育施設所在地における避難情報等について日頃から留意していただき、緊急時には速やかな行動がとれますように、常に保育施設からの連絡を注視していただきますようにご理解とご協力をお願いします。

那珂川市 LINE (@nakagawacity)

※那珂川市から避難情報や暮らしの情報をお届けします

